

令和 6 年度介護業務支援システム更新業務
基本仕様書

令和 6 年 9 月
社会医療法人寿人会

1. 業務の概要

(1) 更新内容

介護業務支援システム 一式

(2) 更新の目的

社会医療法人寿人会（以下「寿人会」という。）が策定した令和6年度介護業務支援システム更新業務基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）及び令和6年度介護業務支援システム更新業務要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）に基づき、業務の負担軽減及び効率化を目的として、介護業務支援システム（以下「介護システム」という。）及びクライアント端末の更新、整備を行うことを目的とする。

以下、現在使用中の介護システムを「既存システム」、更新後の介護システムを「新システム」という。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。なお、システム稼働日は、納入事業者と協議の上で決定する。

(4) 履行場所

社会医療法人寿人会 木村病院（福井県鯖江市旭町4丁目4-9）

社会医療法人寿人会 介護医療院かがやき（福井県鯖江市旭町4丁目9-10）

(5) 業務内容

業務内容は以下のとおりである。詳細については、基本仕様書及びシステム要求仕様書等を参照すること。

- ① 介護システムハードウェア及びソフトウェア、ネットワーク装置の調達及び納入
- ② 介護システム更新に伴うスケジュール等の設計
- ③ 操作研修及び導入支援
- ④ 既存のデータ移行
- ⑤ 介護システムの保守及びサポート
- ⑥ 介護システムのネットワーク構築及びセキュリティ構築、ウイルス対策
- ⑦ その他、本介護システムの構築に関する一切の業務

(6) 提案前提となる要件

① 介護システムの基本要件

ア 新システムは、介護医療院事業及び短期入所療養介護事業、訪問看護事業、訪問リハビリテーション事業、通所型サービス C 事業、認知症対応型共同生活介護事業、認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、居宅介護支援事業、地域包括支援事業の日常の記録業務及び請求業務などの基本的な業務に対応したシステムであること。

イ パッケージシステムを基本とし、最小限のカスタマイズで導入できること。

ウ OS は下記バージョンに対応すること。

クライアント OS：Windows11 (Pro)、メモリ 8 GB 以上ただし、OS のサポートが終了する場合は、サポート終了時まで無償で対応すること。

エ 本仕様書の要件を満たしたものであること。

② 保守・運用・サポート

ア メーカー又は販売元にて保守・サポートをすること。

イ 下記事項についてのサポートが可能であること。

(ア) 操作及び介護システムに関する問合せ等に対応する運用・管理サポート全般

(イ) 障害発生時の復旧支援

(ウ) 職員への操作説明・研修の実施

(エ) 利便性向上に資する情報の提供

ウ Web 等で常に最新の介護システム操作マニュアルを取得できること。

(7) 基本方針

介護システムの更新に当たり、次の事項の性能及び機能確保を基本的な方針とする。ただし、別途記述されている事項については、各論の内容を優先することとする。

① 操作性の確保

ア 職員にとって操作しやすい介護システムを実現するため、ニーズに応じた入力、表示ツールを提供すること。また、介護システム全体を通じて一貫した操作性を有すること。

イ 介護システム間で情報を共有し、一度入力した情報は利用可能とするよう情報を一元化すること。

ウ 紙記録を減らすための介護システムを提供すること。

② 信頼性の確保

ア 十分な障害及び災害対策がなされており、施設運営に極力支障を及ぼさずに保守及び復旧ができること。

イ セキュリティが万全であり、データの機密保護が徹底された介護システムを構築すること。

③ 拡張性の確保

ア 将来の介護システム更新や新しい機能の拡張が容易に行えること。

イ 蓄積されたデータは次世代介護システムでも継承し、利用できること。

ウ 蓄積されたデータを CSV 等にてデータ吐き出しできること。

エ 最適なパフォーマンスを維持するために、適切な対応が容易に行えること。

④ 経済性の確保

ア 施設運営を効率的に支援し、業務の省力化を図ること。

イ 省エネルギー、省スペースに配慮すること。

ウ 費用対効果を重視し、施設経営を圧迫することがないものとする。

エ 紙の出力を極力減らし、経営負担を軽減すること。

⑤ その他

ア 更新後5年間は日常業務に耐えられる性能を有していること。

(8) 基本条件

① 介護システム全般

ア 24時間、365日安定稼働が行えること。

※バージョンアップ等の各種メンテナンスは除く

② 業務支援機能

ア 日常業務において、極力運用上の制限がないこと。特定の日常業務を行っている間は、他の日常業務が起動できない等の状況が発生しないこと。また、アクセス数やデータ量がピークに達しても、レスポンス及び処理能力が低下しない仕様であること。

イ 画面展開、入力、表示方法は柔軟性があり、操作が容易であること。

ウ 操作は、選択項目の候補表示、番号入力などの極力簡単な方法であること。また、各種検索機能が提供されていること。

エ 入力方式は、入力内容に応じて、マウス、キーボード、タッチパネル等から適した方式を選択できるようにすること。

オ 入力支援機能が充実していること。

(ア) ヘルプ画面

(イ) 定型コメント選択

(ウ) テンプレート機能 等

③ 介護システム管理及び情報処理業務

ア 各種マスタやプログラム制御テーブルを有し、職員によるメンテナンスが容易に行えること。

イ 各種データの検索は、単項目及び複数項目で容易に行えること。また、マスタ入力だけでなく、手入力項目であっても検索可能であること。

ウ 日常データの保存媒体は、データ量に応じて十分な容量を有するものとし、バックアップはウイルス対策が十分に講じられた方法で保存できること。

エ 運用上必要なデータは、半永久的に保存し、そのデータの呼び出しの際には、優れた応答性で抽出できること。

オ 介護システム用端末において、次の機能を有すること。

(ア) 統計資料及び帳票の作成等の定型的な業務に関しては、手順を登録し自動で実行できること。未提携の書類は汎用ソフトを利用して作成可能であること。

(イ) 将来的な介護システム化対象業務の追加、形態の変更に対して、介護システムを長時間停止することなく、ハードウェア及びソフトウェアの追加・更新ができること。また、法改正等に伴うシステムの更新も同様に行えること。

④ ソフトウェア

ア 基本ソフトウェア（OS）は、寿人会の導入対象業務を処理する性能を有しているこ

と。

イ データベースサーバ、アプリケーションサーバのOSは、オープン環境下のスタンダードなものを使用すること。また、開発途中で陳腐化することがないように十分な実績があり、かつ将来においてもその発展が見込まれるものであること。加えて、クライアント端末のOSは使用目的に最適なものを使用すること。

ウ 各種システム及び機器等との接続が可能であり、情報の受け渡しができること。

エ 介護システム端末間で、申し送りなどを指定職員に通知する機能が使用できること。

オ 新システムはパッケージシステムとなっており、短期間かつ低価格で更新できること。

⑤ ハードウェア

ア 介護システムのハードウェアは、寿人会の導入対象業務を処理できる必要な性能を有していること。

イ 介護システム運用に影響を及ぼさないクラウド環境を準備すること。

⑥ ネットワーク

ア 介護システムの更新に必要なネットワーク環境は、既存の環境を活用することを基本とする。

⑦ セキュリティ

ア データ保護のための機能として、バックアップや、ファイル更新ログを使用したリカバリ等の機能を有するとともに、更新のタイミングによって、データの整合性が失われたり、デッドロックが発生しないこと。

イ システムログが記録及び保存でき、障害発生時には迅速に原因調査及び復旧作業を行えること。

ウ 介護システムは、各部署から入力されたデータをその性質に応じて集中又は分散管理するとともに、業務全体を通じて十分な整合性が保証されていること。

エ 保守契約先から通信回線を介して接続し、障害情報等の授受とそれに基づく解析・診断等の措置が図れる機能を有すること。ただし、機密保護に対して十分な対策が講じられていること。

オ 機密保護、データ保護等のファイル管理、パスワード等のアクセス管理など高度なセキュリティ機能を有すること。

カ 業務の種類、内容及び操作者によって、各情報に最適なセキュリティをかけることができること。さらに、それぞれの条件下で、権限（検索照会権、新規入力権、更新修正権）レベルを分けることができること。

キ 寿人会が提供する情報は、情報セキュリティ管理体制のもと、第三者への漏洩や目的外利用が行なわれないよう適切に管理すること。

ク ウイルス対策が十分講じられていること。

ケ 外部からの不正アクセス対策が十分講じられていること。

⑧ 設置条件

ア 新システムは、社会医療法人寿人会木村病院及び介護医療院かがやきに設置するものとする。

イ 設置環境を配慮した防護対策を講じること。

ウ 導入機器の搬入、据え付け、調整等は導入計画に支障を来さないこと。

⑨ データ移行

ア 既存システムで蓄積されたデータを移行できることが望ましい。

イ 移行にあたっては、現行業務の中断及び運用の変更を最小限とすること。

⑩ その他

ア 端末上で展開されるすべての画面はハードコピー（プリントアウト）ができること。

イ ケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、以下のイ～ホ全てのCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

イ) 利用者補足情報

ロ) 居宅サービス計画1表

ハ) 居宅サービス計画2表

ニ) サービス利用票表、実績情報

ホ) サービス利用表票別表

ウ 業務遂行に必要なと認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項、並びに本仕様書に明記していない事項については、寿人会と協議の上で決定すること。

エ 医療保険及び介護保険のオンライン請求、訪問看護におけるオンライン資格確認に対応すること。

2. 更新の概要

(1) 提案範囲

提案を求める介護システムは、総合的なシステムである。新システムは既存システムとの入れ替えとし、既存システムからのスムーズな移行を実現できるものとする。

また、ソフトウェア、ハードウェア、必要に応じてネットワークの見積もりを行うこと。

(2) 仕様書の構成

新システムの仕様は、本書である基本仕様書及び要求仕様書からなる。

① 基本仕様書

本業務において、共通の基本仕様を定義する。

② 要求仕様書

本業務において、システム及び関連機器で実現したい機能を仕様として定義する。

(3) ハードウェア

① クライアント端末

ア 機能設計における定量的要求要件（応答速度等）を明記すること。

イ クライアント端末台数は、別資料の「介護業務支援システム機器依頼範囲表」に示す

台数と必要スペックを順守し、導入の上展開すること。

ウ 既存システムとの並行稼働が必要な場合は、その期間のクライアント端末の設置場所や運用方法も提案すること。

② タブレット、スマートデバイス類

ア タブレット端末は、別資料の「介護業務支援システム機器依頼範囲表」に示す台数と必要スペックを順守し、導入の上展開すること。また、バイタル測定機器と連動できること。

イ スマートデバイスは、寿人会にて準備するものにソフトの導入および設定を行うこと。

③ プリンタ及び周辺機器

ア ラベルプリンタは、既存寿人会内で使用している「80mm用紙幅堅牢タイプ モバイルレシートプリンター SM-T300i」と連動できること。

④ ネットワーク機器

ア ネットワーク機器に関して、別資料の「ネットワーク整備依頼範囲表」に示す台数と必要スペックを順守し、導入の上展開・設定すること。

(4) ネットワークアーキテクチャ

① ネットワークについては、新規のネットワーク設備を設置すること。

② ハードウェアの設置や既存品との切り替えについては、既存の介護システムの停止時間をできるだけ短くする方法を提案し、切り替えのタイミングなどを含めた提案を行うこと。

③ オンライン請求及びオンライン資格確認に係る端末とネットワークで連携し、必要な情報の送受信を可能とすること。既存、富士通株式会社による伝送システムを使用しているが、最適な送受信のシステム及び方法を提案し、その作業や費用を含めること。

(5) セキュリティ対策

① 個人認証

ア 利用者個人単位にユーザIDとパスワードを設定し、パスワードを利用した利用者認証が行えること。

イ パスワードは任意に変更可能とするほか、規定にあわせた変更（数ヵ月ごと）も可能であること。

② アクセス制限

ア 各業務、利用者それぞれに制限レベルを設け、使用可能な業務を限定できること。

イ ユーザ単位でアクセス記録が保存され、介護システム管理者による参照ができること。

③ ウイルス対策

ア 記憶媒体経由のウイルスに対する防御ができること。また、最新の情報を基に介護システム全体のウイルスチェックを定期的に行えること。

イ USBメモリなどの外部記憶装置の接続はできないようにすること。

(6) 納期及び更新スケジュール

介護システムの更新は下記の日程を予定していることを前提にスケジュール案を示すこと。対応できない場合は、代替スケジュール案を提示すること。

① 稼働開始時期

令和7年4月1日

② スケジュール

運用検討と詳細な仕様決めのための活動は、採用確定直後から対応可能であることとする。

(7) データ移行

① データを抽出する場合、抽出費用及び抽出したデータを新システムに移入する費用は、本業務に含めること。なお、既存システム及び納入業者は以下のとおりである。

ア 既存システム HOPE WINCARE-ES

イ 上記納入業者 株式会社永和システムマネジメント

② 既存システムからのデータ移行において、既存システムの運用に支障がないように対応すること。

(8) 教育訓練及び操作支援

① 介護システムを運用する職員への教育を実施すること。

② 職員への教育は介護システムを使用する全職員に行えるよう、各事業所ごとにそれぞれ2日以上設定すること。

③ 新システム稼働後に対応可能な無償のサポートダイヤルを有すること。

(9) 障害対策

障害発生時における対策は以下のとおりとする。

① ソフトウェア

ア 個々のクライアントが故障した場合でも、介護システム全体に影響が出ないこと。バックアップは自動で行えること。

② データベース

ア データベースは定期的にバックアップがとれる仕組みを構築すること。

イ 機器やソフトウェアに変更があった場合でも、電子保存された情報が継続的に維持、利用できるような仕組みを構築すること。

(10) 保守条件

① 現地対応が必要な場合、当院まで2時間以内に到着して、保守対応が可能なこと。

② 法改正等を受けて介護システム改修が必要な場合は、速やかに対応すること。

③ 介護システム改修はリモート保守若しくは現地対応のみとし、寿人会の職員が対応する必要がないこと。

④ 介護システム改修は基本的に保守の範囲内で、別途改修費用が発生することなく実施すること。

(11) 納品条件

成果物、納入物及び納入方法、部数は以下のとおりとする。納期、納品場所については別途協議の上で決定する。

① 納品物の明細：2部

パッケージシステムの内部情報として公開できない内容については、協議の上で納品内容を調整する。

ア ハードウェア及び同操作説明書：2部

イ 介護システム運用マニュアル（Web からダウンロードも可能なこと）：2部

ウ ネットワーク構成図、配線図、サーバー構成図、ネットワーク機器一覧表、IP アドレス表、ネットワークルーティング設計書：各2部

② 納期、納品場所

ア 別途協議の上で詳細を決定する。

以上